

静岡県保健医療計画策定作業部会 設置要綱

(設置)

第1条 医療法施行令(昭和23年10月27日政令第326号。以下「政令」という。)第5条の21第1項の規定に基づき、静岡県保健医療計画策定作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第30条の4第1項に即した静岡県保健医療計画の策定に資するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1)保健医療計画の策定(地域医療構想の見直しを含む)のために必要な事項
- (2)地域医療構想推進のために、地域医療構想調整会議の検討状況を踏まえた県内調整等に関する事項
- (3)次期保健医療計画と次期介護保険事業(支援)計画の策定に関する両計画の整合性の確保に関する事項
- (4)その他、必要な事項

(招集)

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、設置後最初の部会は、静岡県医療審議会長が招集する。

(議長)

第4条 部会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

(説明又は意見の聴取)

第5条 議長は、必要と認めるときは、部会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、健康福祉部医療健康局医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。